



2022年10月28日

各 位

会 社 名 京阪神ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 若林 常夫
(コード番号 8818 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員管理統括 多田順一
(TEL 06-6202-7333)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2022年10月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式取得を行う理由

譲渡制限付株式報酬制度に基づき割当て対象者へ交付する自己株式を確保するため。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 200,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.41%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 300,000,000円(上限) |
| (4) 取得する期間 | 2022年11月1日～2022年12月30日 |

(ご参考) 2022年10月11日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	49,175,026株
自己株式数	36,472株

以 上